

I-4 みんなで守り育てる自然環境づくり

①地球温暖化対策の推進

【現状と課題】

地球温暖化は、異常気象の発生や感染症による健康被害のリスクの拡大など、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題として、現在、国際社会全体で、その原因となる二酸化炭素を主とした温室効果ガス¹⁾を削減するための取組が進められています。

こうした中、本県の2006年の二酸化炭素排出量は、1990年と比べて8.6%増加しており、特に臨海部に製造業が集積しているなどの理由から、産業部門の二酸化炭素排出量の割合は65.5%と、全国平均の36.1%に比べ極めて高い状況にあります。また、民生部門では、業務系及び家庭系の二酸化炭素の排出量の増加率がそれぞれ74.0%、36.3%と、全国平均の39.7%、30.5%を上回っています。

本県の二酸化炭素排出量を削減するために、県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が、自主的かつ積極的に連携して取り組むことが必要です。

【取組の基本方向】

本県における二酸化炭素を主とした温室効果ガス排出量の削減に向けた総合的な施策を推進するため、「千葉県温暖化防止計画」を改定します。

また、県・市町村・県民・事業者など様々な主体が省エネ設備等の整備や新エネルギー²⁾等の導入などを推進するよう取り組みます。

さらに、企業と連携するなど本県独自の環境学習を推進するとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全などに取り組みます。

【主な取組】

1 体系的な温暖化防止施策の展開

二酸化炭素を主とした温室効果ガス排出量の更なる削減に向けて、県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が自主的に、また連携して取り組んでいくため、「千葉県温暖化防止計画」を改定します。

併せて、計画を確実に実行するため、支援策を検討します。

2 県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が連携した取組の推進

事業者に対する省エネ設備・施設の導入や環境マネジメントシステム³⁾の構築に対する支援を行います。

また、電気・ガスなどの使用量の削減やレジ袋の削減など県民のライフスタイル見直しの促進に取り組みます。

さらに、広域的な対応が必要であるエコドライブやエコカーの普及など、八都県市とも連携した取組を推進します。

3 千葉県独自の環境学習の推進

環境学習に取り組んでいる市民活動団体など県民・事業者・教育機関などと連携して、地球温暖化対策の視点を中心に、主体的に行動できる人づくりやネットワークづくりを推進します。

また、企業と連携した取組や、千産千消⁴⁾をはじめ身近な問題をテーマとした学習を進めるなど、千葉ならではの環境学習を推進します。

4 施設等の整備の推進

市町村や中小事業者が、二酸化炭素排出量を削減するために実施する、省エネ施設等整備事業を「地域グリーンニューディール基金」⁵⁾を活用して、支援します。

また、県自らも県有施設の省エネ改修を率先して取り組みます。

5 新エネルギー等の導入の促進

新エネルギー等の導入を促進するため、次世代エネルギーパーク⁶⁾の整備を推進します。

また、ごみの持つ熱エネルギーを最大限活用するため、ごみ発電施設の導入や、バイオマス⁷⁾発電、燃料化などバイオマスの利活用を促進します。

6 森林などによる二酸化炭素吸収源の確保

二酸化炭素の吸収源⁸⁾として算入される「適正に管理された森林」を確保するため、計画的な間伐の実施を支援します。

また、二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象⁹⁾にも有効な都市の緑化を推進します。

【注】

(1) **温室効果ガス**：赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など）の総称です。温室効果ガスがなければ、 -18°C にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで、地表の気温が平均 15°C 程度に保たれています。温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。

(2) **新エネルギー**：「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、太陽光発電、風力発電、バイオマス松電、中小水力発電、太陽熱利用等をその範囲としています。

(3) **環境マネジメントシステム**：組織のマネジメントシステム（組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順等を含むもの）の一部で、環境方針を策定し、実施し、環境側面を管理するために用いられるものです。

(4) **千産千消**：「地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること」を意味する「地産地消」をもとに、千葉県としての独自の取組を表すために「地」の部分に、同音で千葉を意味する「千」を使った造語です。近くで生産された食料を消費することで、輸送に必要なエネルギーや、燃料消費に伴う環境負荷を軽減できます。

(5) **地域グリーンニューディール基金**：地球温暖化対策等を推進するため設置した基金です。この基金を活用して、市町村や民間などの施設の省エネ改修を支援します。

(8) **次世代エネルギーパーク**：新エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、県民等が実際に見て触れる機会を増やすことにより、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、理解を増進するための施設です。

(7) **バイオマス**：バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、「再生可能な生物由来の有機性資源

で化石燃料を除いたもの」を指します。その特徴として、太陽エネルギーを使って生物が合成したものなので、生命と太陽がある限り枯渇しない再生可能な資源であること、及び二酸化炭素を吸収することにより生じたものであるため、燃焼させた場合においても、全体としてみると大気中の二酸化炭素量を増加させないという特性を有します。

- (8) **二酸化炭素の吸収源**：平成9年12月に161か国の参加のもと、京都市で、気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、1990年を基準年とし、2008年から2012年の目標期間に締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択されました。この中で、適正に管理された森林等は二酸化炭素の吸収源として算入されることになりました。
- (9) **ヒートアイランド現象**：都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴い自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

I-4 みんなで守り育てる自然環境づくり

②資源循環型社会の構築

【現状と課題】

大量生産・大量消費によって、物質的には豊かになりましたが、一方で、大量廃棄の社会の下、廃棄物の増加と多様化という問題が生じ、廃棄物の処理が困難になりつつあります。

本県の廃棄物の処理の現状を見ると、一般廃棄物¹⁾のうちごみについては、平成18年度のリサイクル率が全国5位と高い水準にあります。県民の一人一日当たりのごみの排出量は1,113gと、依然として1,000gを超える多くのごみが排出されています。

一方、産業廃棄物²⁾については、排出量の減少や再資源化率の向上に向けた取組が進められてきましたが、今後は、高度経済成長期に建設された住宅や施設などが更新の時期を迎えるため、排出量の増加が予想されています。また、平成19年度の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時に比べ大幅に減少したものの、いまだ全国ワースト3位と大量の不法投棄がなされている状況です。

社会が持続可能な発展を遂げていくためには、従来の大量生産・大量消費型の社会システムを見直すことにより、大量廃棄型の社会から脱却し、資源循環型の社会³⁾を構築しなくてはなりません。

【取組の基本方向】

資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物を資源として再使用、再生利用していく、いわゆる「3R⁴⁾」を県全体で推進するため、県民・事業者・行政などあらゆる主体の意識改革や実践活動を促進します。

また、それでもなお発生する廃棄物については、事業者に対する指導を徹底するなど、適正処理に向けた取組を推進します。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県民・市町村などとの連携による監視や、摘発を強化します。

【主な取組】

1 効率的な資源循環に向けたネットワークづくり

3Rを効率的・効果的に推進するため、県民・事業者・行政などが、一体となって、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、各主体が連携したネットワークを構築します。

また、廃棄物を有効に利用していくための情報ネットワークを構築するとともに、様々な産業から排出される廃棄物をバイオマス資源として利活用するための取組を推進します。

2 資源循環の基盤となる産業づくり

溶融スラグ⁵⁾ やエコセメント⁶⁾ などリサイクル製品の利用促進、リサイクルに関する技術開発の支援など、資源が無駄なく循環する再資源化システムの構築に取り組みます。

また、事業所から多量に排出される廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを促進します。

3 3Rを推進するためのライフスタイルづくり

県民一人ひとりが、ライフスタイルを資源循環型へと転換するため、誰でも、すぐに、簡単に取り組める、レジ袋の削減や、食品の食べ残しを減らすための取組を展開するとともに、資源ごみ⁷⁾ の分別排出を促進します。

4 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて指導を強化するとともに、排出事業者や処理業者の意識の徹底や優良処理業者の育成に努めます。さらに、電子マネーフスト⁸⁾ の普及を促進するなど、適正処理のための体制づくりを進めます。

また、生活環境に配慮した産業廃棄物処理施設のあり方など、3Rに努めてもなお発生する産業廃棄物を適正に処理するための仕組みづくりについて検討します。

5 産業廃棄物の不法投棄の根絶

不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、県民、事業者、市町村等と連携した、きめ細かい監視・指導を行います。

また、不法投棄による被害が拡大しないよう、悪質業者に対しては、許可の取消しや早期検挙を行います。

6 再資源化に向けた県の取組の推進

建設工事に伴い発生する土やコンクリート塊などの副産物の再資源化や縮減に取り組みます。

また、県施設の流域下水道終末処理場や浄水場から発生する汚泥や土の固形燃料化や培養土化を積極的に推進します。

【注】

- (1) 一般廃棄物：廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。
- (2) 産業廃棄物：工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法律で定められた20種類の廃棄物のことをいいます。
- (3) 資源循環型の社会：廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のことをいいます。
- (4) 「3R」：限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝資源循環型社会）をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったものです。

- (5) **溶融スラグ**：ごみやその焼却灰を 1200 度以上の高熱で溶融し、その後、冷却して生成された固形物です。
溶融スラグは、現在、路盤材やアスファルト合材の骨材として有効利用することができます。
- (6) **エコセメント**：都市ゴミの焼却灰や煤塵などの廃棄物を主原料として製造する、資源循環型の新しいセメントです。
- (7) **資源ごみ**：空き缶、空き瓶、ダンボール、新聞紙など再利用できるごみのことをいいます。
- (8) **電子マニフェスト**：従来の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、産業廃棄物の処理の流れを管理する仕組みです。

I-4 みんなで守り育てる自然環境づくり

③豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

【現状と課題】

本県は、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸など豊かで多様な自然に恵まれ、様々な動植物が生息・生育しています。

一方、首都圏に位置し、経済活動が活発に行われている本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、平成20年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は全国ワースト3位であり、平成19年度の水質の環境基準達成率¹⁾も60.0%と全国平均の85.8%を大きく下回っています。また、野生鳥獣の増加や外来生物²⁾の侵入により、農作物や生活環境の被害が拡大するとともに、生態系への影響も危惧されています。

私たちは、県民に豊かさをもたらす千葉の自然を守り、育て、しっかりと子どもたち、そして孫たちの世代に引き継がなければなりません。

そのために、日常生活や事業活動などに起因する環境への負荷をできるだけ少なくするとともに、自然との共生に取り組む必要があります。

また、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬については、自然環境の再生・保全を目指し、引き続き具体的な取組を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

県民のかけがえのない財産である自然公園等を保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然と触れ合えるための取組を進めます。

また、生態系や生物の多様性³⁾を保全するとともに、野生鳥獣や外来生物による農作物等被害対策に取り組めます。

さらに、良好な大気・水環境を保全するため、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導の強化や排出量を削減するための取組を推進します。

また、三番瀬については、自然環境の再生が図られ、地域住民が親しめる海域となるよう、地元や関係の方々との連携しながら取組を進めます。

【主な取組】

1 自然公園等の快適な利用促進

美しい景観と豊かな自然環境を有する自然公園や自然環境保全地域などの保全に取り組めます。

また、県内外の多くの人たちが、豊かな自然に安全で快適に親しめるよう、自然公園施設や自然歩道の整備等を推進します。

2 人と自然との共生

本県の生態系や生物の多様性を保全し、私たちの暮らしや文化を支えている自然環境を次世代に引き継ぐため、県民・企業・行政などの様々な主体による取組を支援するとともに、希少な野生生物の保護や、特定外来生物⁴⁾の防除に取り組めます。

また、イノシシ等の野生鳥獣による農作物等被害対策を、市町村や関係機関と連携し、総合的に推進します。

3 良好な大気環境の確保

大気環境を常時監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、大気汚染物質の排出を抑制するため、事業者に対する指導を実施します。

また、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出を削減するためエコカーの普及等を促進します。

4 騒音の少ないくらしの確保

成田国際空港（以下、「成田空港」という。）、東京国際空港（以下、「羽田空港」という。）、下総飛行場周辺地域での騒音を監視し、必要に応じて関係機関に航空機騒音の低減対策を要請します。特に、成田空港平行滑走路の延伸や羽田空港 D 滑走路の運用開始など、航空機騒音を取り巻く環境の変化に対応するため、監視を強化します。

また、自動車騒音等の調査を行い、道路沿道の騒音状況を監視します。

5 良好な水環境・地質環境の保全

河川・湖沼・海域など公共用水域の監視や立入検査を行い、事業者に対する指導を実施します。特に、閉鎖性水域である東京湾、印旛沼・手賀沼の水質を改善するため、生活排水や工場・事業場排水の汚濁物質の削減を進めるとともに、雨水によって市街地や畑地等から流出する汚濁物質の削減に取り組めます。

また、地下水の監視とともに、汚染された地下水の浄化に取り組めます。

さらに、県の流域下水道終末処理場における処理方法の高度化を推進します。

6 新たな環境問題に関する調査・研究及び環境情報の提供

人の健康に大きな影響を及ぼすおそれのある微小粒子状物質⁵⁾や化学物質、ヒートアイランド現象など、新たな環境問題に適切かつ迅速に対応するため、調査・研究を推進します。

7 三番瀬の再生

東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬が、豊かな海域となるよう、地元をはじめ、関係する方々と連携しながら、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生等の施策を進めます。

【注】

- (1) **水質の環境基準達成率**：生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を達成している水域の割合です。
- (2) **外来生物**：人為的に自然分布域の外から持ち込まれた生物のことをいいます。
- (3) **生物の多様性**：ある地域にどの程度の種類の生物又は生物の構成する系が存在するかを示すものです。生態系、種、遺伝子等のレベルでとらえられます。
- (4) **特定外来生物**：法律に基づいて、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物のことをいいます。
- (5) **微小粒子状物質**：大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものをいいます。微小粒子状物質は、粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。